

四万十町選挙管理委員会告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2の第2項の規定により、四万十町条例制定請求代表者（濱崎 康子 外4名）から提出された四万十町条例制定請求者署名簿を、次のとおり関係人の縦覧に供する。

令和5年8月21日

四万十町選挙管理委員会委員長 敷地 敬介

- 縦覧の期間 令和5年8月22日から令和5年8月28日まで
午前8時30分から午後5時00分まで
- 場 所 四万十町琴平町16番17号
四万十町役場選挙管理委員会